(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		

平成 29 年分
(平成　年　月　日開催分)

※該当箇所に ☑ すること

(ふりがな) とおるかい

1 政治団体の名称　とおる会

〒 100-8981

2 主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館1020

3 代表者の氏名　石﨑　徹

4 会計責任者の氏名　石﨑 真理子

政治団体の区分
☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☑ 2以上の都道府県の区域等
☐ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　石﨑　徹
公職の種類　衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の有無
☑ 有　☐ 無
公職の種類　衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名　石﨑　徹
住所

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※ 団体コード

事務担当者の氏名
渡邉 詔子

電話番号
03-3508-7341

受付
30.6.11
収支公開室
第　号

3220号
30.5.29
東京都選挙管理委員会
事務局

2090

103910

（その２）

収支の状況

１　収支の総括表

収入総額・・・・・・・・・・Ａ＝Ｂ＋Ｃ	30,835,040
（前年からの繰越額）・・Ｂ＝前年の収支報告書のＥと一致	17,727,477
（本年の収入額）・・・・Ｃ＝様式（その２）～（その６）の合計と一致	13,107,563
支出総額・・・・・・・・・・Ｄ＝様式（その13）の合計と一致	14,724,489
翌年への繰越額・・・・・・Ｅ＝Ａ－Ｄ	16,110,551

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　　額	
員　　数（党費又は会費を納入した人の数）	

（２）寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　　考
(ｱ)個人からの寄附	2,601,000	様式（その７）と一致する
（うち特定寄附）	0	
(ｲ)法人その他の団体からの寄附	0	様式（その７）と一致する
(ｳ)政治団体からの寄附	1,370,000	様式（その７）と一致する
小　　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	3,971,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	様式（その８）と一致する
イ　政党匿名寄附	0	様式（その９）と一致する
合　　計　（ア＋イ）	3,971,000	

（注）上記（２）寄附の欄に数字が入る場合には、必ず（その７）を添付してください。

（その３）

（３）　機関紙誌の発行その他の事業による収入

事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
石﨑とおる君を大きく育てる会	8,919,460	H29,7,24ANAクラウンプラザホテル（新潟市中央区）にて開催
石﨑とおる＆須野田珠美Xmasランチパーティ	217,000	H29.12.09 イタリア軒（新潟市中央区）にて開催
この頁の小計	9,136,460	
合　　計	9,136,460	

（注1）　すべての事業収入を記載してください。
（注2）　同一の事業収入は一行に計上してください。
（注3）　政治資金パーティーのうちで1,000万円以上のパーティーについては（その10）に詳細を再掲してください

（その３）

（３） 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
石﨑とおる君を大きく育てる会	8,919,460	H29,7,24ANAクラウンプラザホテル（新潟市中央区）にて開催
石﨑とおる＆須野田珠美Xmasランチパーティー	217,000	H29.12.09 イタリア軒（新潟市中央区）にて開催
この頁の小計	9,136,460	
合計	9,136,460	

（注1） すべての事業収入を記載してください。
（注2） 同一の事業収入は一行に計上してください。
（注3） 政治資金パーティーのうちで1,000万円以上のパーティーについては（その10）に詳細を再掲してください

（その６）

（６） その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計		（注）１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。
１件10万円未満のもの	103	
合　　計	103	

（７） 寄附の内訳						寄附者の区分	個　人	
寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金　額	年	月	日	住所（団体にあっては、 主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考	
金井 利郎	50,000	29	1	31	新潟市中央区万代2-4-23-1305	会社役員		
葉田 治央	500,000	29	3	14	東京都目黒区下目黒5-12-11	会社員		
葉田 治央	500,000	29	7	19	東京都目黒区下目黒5-12-11	会社員		
葉田 治央	500,000	29	10	4	東京都目黒区下目黒5-12-11	会社員		
宇尾野 隆	100,000	29	11	24	新潟市中央区神道寺1-4-37	会社役員		
結城 由美	500,000	29	12	8	東京都港区南青山1-25-3	会社役員		

この頁の小計	2,150,000
その他の寄附	451,000
合　計	2,601,000

（注1） 同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載してください。

（注2） 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

（注3） 「その他の寄附」と「合計」の欄は、「個人」「法人その他の団体」又は「政治団体」の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。

（その７）

（７） 寄附の内訳						寄附者の区分	政治団体	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年	月	日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考	
水月会	370,000	29	8	10	東京都千代田区永田町2-17-17アイオス永田町705号室	石破 茂		
水月会	1,000,000	29	9	21	東京都千代田区永田町2-17-17アイオス永田町705号室	石破 茂		
この頁の小計	1,370,000							
その他の寄附	0							
合計	1,370,000							

（注1） 同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載してください。

（注2） 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

（注3） 「その他の寄附」と「合計」の欄は、「個人」「法人その他の団体」又は「政治団体」の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
1　経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	53,291	
(4) 事務所費	916,549	
小　　計	969,840	経常経費(1)～(4)の計
2　政治活動費		
(1) 組織活動費	285,000	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行	0	
その他の事業費	3,469,649	ア＋イ＋ウ＋エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	209,290	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	3,260,359	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	10,000,000	
(6) その他の経費	0	
小　　計	13,754,649	政治活動費(1)～(6)の計
合　　計	14,724,489	

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			備品消耗品費		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務用品代	29,109	29	12	8	麻布食品株式会社	東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル	
事務用品代	23,784	29	12	8	麻布食品株式会社	東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル	
この頁の小計	52,893						
その他の支出	398						
合計	53,291						

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			事務所費		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
後納郵便代	59,942	29	1	20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
後納郵便代	12,382	29	4	20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
後納郵便代	12,464	29	5	22	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
後納郵便代	16,892	29	6	20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
政治資金監査報酬	54,000	29	6	28	秋葉 芳秀	千葉県大網市白里大網640-4	
冷蔵庫代	69,930	29	12	7	㈱マーケットエンタープライズ	兵庫県神戸市兵庫区下沢通5-1-8	
品代	26,460	29	12	12	株式会社パール・ツー	さいたま市桜区下大久保159-4	
この頁の小計	252,070						
その他の支出	664,479						
合計	916,549						

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			組織活動費　（会合費 ）		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費	20,000	29	11	28	日本料理ばさら	東京都港区芝3-34-16	
会費	20,000	29	11	24	岸信夫政経セミナー	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第１議員会館1203号室	
会費	20,000	29	12	4	福山守君を励ます会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第１議員会館９１０号室	
会費	20,000	29	12	5	斎藤洋明政策研究会	東京都千代田区永田町２-２-１衆議院第一議員会館407号室	
会費	20,000	29	12	6	自由民主党愛知県第１４選挙区支部	愛知県豊川市旭町１２番地	
会費	20,000	29	12	6	塚田一郎後援会	新潟市中央区女池上山2-22-7	
会費	20,000	29	12	7	衆議院議員宮川典子さんを育てる会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館１２１９号室	
会費	20,000	29	12	11	上月良祐君と活力ある日本を考・創する会事務局	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館704号室	
会費	20,000	29	12	20	コクバ幸之助後援会	沖縄県那覇市久茂地3-29-41	
会費	20,000	29	12	20	衆議院議員笹川博義君を励ます会	東京都千代田区永田町２-１-２衆議院第二議員会館316号室	
会費	20,000	29	12	20	新世代政策研究会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館1116号室	
この頁の小計	220,000						
その他の支出	65,000						
合計	285,000						

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			宣伝事業費（印刷費）		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷代	15,400	29	8	1	大槻デザイニング株式会社	東京都江東区牡丹3-28-1　1F	
印刷代	15,400	29	9	19	大槻デザイニング株式会社	東京都江東区牡丹3-28-1　1F	
印刷代	129,590	29	10	31	大槻デザイニング株式会社	東京都江東区牡丹3-28-1　1F	
印刷代	48,900	29	12	28	大槻デザイニング株式会社	東京都江東区牡丹3-28-1　1F	
この頁の小計	209,290						
その他の支出	0						
合計	209,290						

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	政治資金パーティー開催事業費 (H29.7.24石崎とおる君を大きく育てる会)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
印刷代	237,906	29 6 30	株式会社IF DESIGN	新潟市中央区東大通2-8-4 2F	
後納郵便代	100,696	29 7 20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
品代	15,900	29 8 15	株式会社レスカルゴ	新潟市西蒲区越前浜4477	
会合代	2,606,678	29 8 15	ANAクラウンプラザホテル新潟	新潟市中央区万代5-11-19	
後納郵便代	49,774	29 8 21	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
印刷代	47,400	29 8 31	株式会社IF DESIGN	新潟市中央区東大通2-8-4 2F	
この頁の小計	3,058,354				
その他の支出	18,883				
合計	3,077,237				

(注１) ５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注２) 国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注３) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	政治資金パーティー開催事業費 (H29.12.9石崎徹&須野田珠美クリスマスランチパーティー)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会合費	153,360	29 12 9	ホテルイタリア軒	新潟市中央区西堀通7番町1574番地	
この頁の小計	153,360				
その他の支出	29,762				
合計	183,122				

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	政治資金パーティー開催事業費　(H29.12.09石﨑とおる＆須野田珠美Xmasランチパーティー)				
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会合費	153,360	29	12	9	ホテルイタリア軒	新潟市中央区西堀通7番町1574番地	
この頁の小計	153,360						
その他の支出	29,762						
合計	183,122						

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			寄附・交付金（寄附）		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附	1,000,000	29	1	4	自由民主党新潟県第一選挙区支部	新潟県新潟市中央区八千代2-280-2	
寄附	1,000,000	29	3	6	自由民主党新潟県第一選挙区支部	新潟県新潟市中央区八千代2-280-2	
寄附	1,000,000	29	3	24	自由民主党新潟県第一選挙区支部	新潟県新潟市中央区八千代2-280-2	
寄附	1,000,000	29	3	31	自由民主党新潟県第一選挙区支部	新潟県新潟市中央区八千代2-280-2	
寄附	1,000,000	29	4	24	自由民主党新潟県第一選挙区支部	新潟県新潟市中央区八千代2-280-2	
寄附	1,000,000	29	5	1	自由民主党新潟県第一選挙区支部	新潟県新潟市中央区八千代2-280-2	
寄附	1,000,000	29	5	21	自由民主党新潟県第一選挙区支部	新潟県新潟市中央区八千代2-280-2	
寄附	1,000,000	29	5	31	自由民主党新潟県第一選挙区支部	新潟県新潟市中央区八千代2-280-2	
寄附	1,000,000	29	6	12	自由民主党新潟県第一選挙区支部	新潟県新潟市中央区八千代2-280-2	
寄附	1,000,000	29	10	27	自由民主党新潟県第一選挙区支部	新潟県新潟市中央区八千代2-280-2	

この頁の小計	10,000,000
その他の支出	0
合計	10,000,000

（注１）５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無についてチェックしてください。
（注）有にチェックした場合は、項目別区分ごとに(その18)が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　30　年　5　月　14　日

政治団体の名称　　とおる会

会計責任者の氏名　　石﨑 真理子　　印

代表者の氏名（解散時のみ記入）　　印

（注）氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署してください。

政治資金監査報告書

平成３０年５月１４日

とおる会
代表　石﨑　徹　殿

登録政治資金監査人　秋葉芳秀
登録番号　第　５８２　号
研修終了年月日　平成２１年１月２９日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基き、「とおる会」の平成２９年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成・徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書につき、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、「とおる会」の主たる事務所において実施した。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

３　業務制限

「とおる会」と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。また、「とおる会」と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。